

安城市自治基本条例検証会議

2

かわらばん

7月30日（水）の午前中、第2回自治基本条例検証会議が文化センターにて開催されました。この日の出席者は、公募市民と団体代表を合わせ13名。事務局や運営スタッフも合わせると、21名でした。（傍聴者2名）

まずは前回欠席者の自己紹介、前回のふりかえり、庁内調査結果の紹介等をしたあとファシリテーター（進行役）から、自治についてのプチレクチャーがありました。そしてメインのグループワークでは、自治基本条例についてのこれまでの評価及び課題、今後の検証会議で話し合いたい論点について、一人ひとりの考えを表明しながら、話し合いました。



庁内調査結果の紹介

今回、自治基本条例を検証するにあたり市役所内の各課・施設に対して①当条例に関連し新たに動き出した取り組み②市民の定義に関わる他の条例・要綱等への影響③当条例制定による日々の業務への影響（職員の主観）の3点を調査しました。



事務局より

プチレクチャー

人が集まって暮らす時、田んぼの水を引いたり、道をつくったり、お互いが助け合わないと暮らせませんでした。「自ら治める」という自治は、昔から当たり前ものとして行われていました。

ところが時代が経って、住む場所と職場が離れたり、作業が高度化したりすると、自分達で全てを賄うのは難しくなってきた。そこでお金を払って自分達の肩代わりをしてくれる行政機能が各地で自然発生的に生まれてきたと言われています。明治政府が国家を統治する時、国、県、市という縦の関係もできました。

そういった縦の行政機構は、高度成長期頃まではわりとうまくいっていたのですが、人口が減り景気も悪くなってくると、行政が全ての公的サービスを賄うことが難しくなってきました。一方で、自分達でできることはないかと活動する市民も増え、98年にはNPO法ができました。これは公的なサービスを担おうという市民活動団体などに法人格を与え正式なパートナー＝担い手として



認めるものです。そして2000年には地方分権一括法が施行されて、国と地方は対等で横の関係＝地方のことは地方が決める時代になり、そのような背景から自治基本条例が生まれてきたのだと言われています（一部抜粋）

グループワーク

3つのグループに分かれて、自治基本条例施行後の手ごたえ、問題点や課題、次回からの3回の会議の中で話し合いたい論点・テーマについて話し合いました。



まず各自が宿題で考えてきたアイデアを披露しました



次に、今後の会議で話し合いたい論点を出し合いました

発表共有



話し合いたい論点(抜粋)

- 条例の周知（効果的な周知方法、子どもがわかりやすいもの、どの程度の周知が必要か？）
- 定義・意味（市民の定義、市民の権利、市民主体、最高規範、協働、市民憲章との関連、尊重とは？）
- 議会（条例に盛り込むべき？市民と議会の協働）
- 芸術文化 ● 弱者の視点 ● 逐条解説の見直し
- 自治基本条例が本当に必要か？



★ご意見アイデアをお寄せください。
★この会議は傍聴できます。詳しくは
右記「お問い合わせ」先まで→

お問い合わせ

安城市 企画部 企画政策課
電話：0566-71-2204 FAX：0566-76-1112
Eメール：kikaku@city.anjo.aichi.jp